

税

問合せ先 税務課

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。
※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

令和3年度は地方税法に定められた基準年度にあたるため、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。
受付期間 公示日（4月1日（木）予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内
申出先 固定資産評価審査委員会
（総合行政委員会内）

■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

低所得者世帯に対し、固定資

産税・都市計画税の減免制度があります。高齢などで収入が少ない次の対象者が所有する居住用資産のうち、一定要件の範囲内で、土地・家屋の税額を2分の1減免します。

対象

- 次の要件をすべて満たす所有者
- 本人が65歳以上・重度の障害を有する・寡婦・寡夫のいずれか
- 本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得である
- 本人が居住している資産以外に土地・家屋を所有していない
- 家屋の延べ床面積が120㎡以下

● 土地・家屋の固定資産税（都市計画税含む）の年税額が10万円以下

必要な物 固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）、「個人番号カード」または「本人確認書類（通知カードと運転免許証など）」

申請 納期限（令和3年度1期分から申請の場合は5月31日（月））までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限る）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。詳しくは問い合わせください。

税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
☎462-3471

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長

令和2年分の申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年4月15日（木）まで延長することになりました。

これに伴い、申告所得税及び消費税の振替納税を利用している人の振替日についても、延長します。

詳しくは、広報3月号または国税庁ホームページをご覧ください。

市税などの納付に

スマートフォンアプリが利用できます

昨年から市税などの納付に一部のスマートフォンアプリが利用できるようになっていますが、今年から新たに「FamiPay」も利用できるようになりました。

スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、市税などの納付ができます。ぜひご利用ください。

※「PayPay」「LINEPay」「FamiPay」の利用には、事前にアプリ内でチャージが必要です。詳しい操作方法は、各社ホームページまたは、市ホームページをご確認ください。

納付可能対象 個人市市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（償却資産含む）、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、奨学金基金（「PayB」のみ）

問合せ先 税務課

※バーコードが印字されていない、または取扱期限がすぎた納付書では利用できません。領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は発行されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払ください。クレジットカードによる支払いはできません。